

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同する法人その他の団体（以下「企業等」という。）が、大会及び大会関連行事（以下「大会行事」という。）に協賛する際に必要な事項を定めるものです。

(協賛)

第2条 この要綱において、協賛とは、企業等が、第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為とします。

- (1) 資金協賛 大会行事の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）の提供
- (2) 物品協賛 大会行事の実施に要する物品（以下「協賛物品」という。）の提供

2 前項第1号に規定する協賛金の提供は、1万円を1口とします。

3 協賛物品は、物品協賛をお申し出いただける企業等と実行委員会が協議して決定しますが、その例は別表1「協賛物品の例」のとおりです。なお、協賛物品には協賛物品を提供した企業等の名称等を表示していただくこともできます。

(募集期間)

第3条 募集期間は、原則として令和7年10月31日までとします。

ただし、「大会プログラムへの協賛者名の掲載」を希望する場合は、令和7年9月30日までとします。

(協賛依頼の対象者)

第4条 実行委員会は、大会の趣旨に賛同する企業等に対して協賛を依頼します。

(協賛の申込等)

第5条 協賛をお申し出いただける企業等は、あらかじめ第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を実行委員会委員長に提出していただきます。

2 実行委員会委員長は、申込書の提出があった場合、第10条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛申込受理書（様式第2号）により受理した旨を通知します。

(協賛金の振込等)

第6条 第2条第1項第1号に規定する資金協賛を行おうとする企業等は、前条第2項による通知を受けた場合、速やかに、原則として実行委員会が指定する口座に協賛しようとする金額を一括して納付していただきます。ただし、第3条に定める期間内で、協賛金を分割して納付することもできます。また、振込手数料は振込者の負担となります。

2 協賛金の領収書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書で代えさせていただきます。

(協賛物品の受納等)

第7条 第2条第1項第2号に規定する物品協賛を行おうとする企業等は、第5条第2項による通知を受けた場合、実行委員会が指定する方法により、協賛物品を納入していただきます。

2 実行委員会は、申込者の希望により、協賛物品の受領書を発行することができます。

(協賛の特典等)

第8条 第6条第1項又は第7条第1項の規定により資金協賛又は物品協賛を行った企業等（以下「協賛者」という。）の特典は、別表2「協賛者特典一覧」のとおりとします。ただし、第7条第1項の規定による協賛者の特典については、実行委員会が、協賛内容から換算した金額により別表2の協賛金額の区分に応じたものとします。

(協賛金の使途)

第9条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとします。

- (1) 大会行事を広く周知するために要する経費
- (2) 大会行事の実施に要する経費
- (3) その他大会の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(協賛申込の不受理等)

第10条 実行委員会委員長は、申込者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨通知します。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又は大会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する者
- (4) 大会について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのある者
- (5) その他実行委員会委員長が不相当と判断する者

2 実行委員会委員長は、第5条第2項により協賛の申込を受理された者が、その後、前項各号のいずれかに該当するに至った場合、又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知するとともに、原則として、協賛金、協賛物品を返戻します。

附 則

この要綱は令和7年9月22日から施行する。

【様式第1号】

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛申込書

令和7年 月 日

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会

委員長 下田 智美 様

住所又は所在地

名 称

代表者（役職・氏名）

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会に下記のとおり協賛を申し込みます。

記

1 協賛の形態

資金協賛 ・ 物品協賛 （該当する協賛形態を囲んでください。）

2 協賛の内容

（1） 資金協賛

_____ 口 （協賛口数を記入してください。）

（2） 物品協賛の場合

ア 協賛物品名 _____

イ 協賛数量 _____

ウ 協賛者名表示の有無 有 ・ 無 （該当する方を囲んでください。）

3 提供予定日

令和7年 月 日

【様式第2号】

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛申込受理書

令和7年 月 日

様

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会
委員長 下田 智美

令和7年 月 日付けで申込のあった第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛申込書を受理しました。協賛金の振込方法（又は協賛物品の受納方法）等については下記のとおりですので
よろしくをお願いします。

記

1 協賛金の振込について

以下の口座への振り込みをお願いします。（振込手数料は振込者負担）

振込口座 ○○○○○○○○○○○○

口座名義 ○○○○○○○○○○○○

※物品協賛の場合

1 協賛物品の受納について

2 大会協賛企業等の呼称は次のとおりとしてください。

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛企業（団体）

○○○○は第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会に協賛しています。

（その他を呼称に使用する場合は、実行委員会事務局に御相談ください。）

3 第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会公式ホームページから貴ホームページへリンク設定
しますのでアドレスを御連絡ください。（※協賛金額10万円以上の場合のみ記載する。）

4 第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会協賛要綱第10条のいずれかに該当するに至った場
合又はいずれかに該当することが判明した場合には、協賛を取り消します。

<問い合わせ先>

第45回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会事務局
担当：○○

電話番号 ○○○○○○ ファクシミリ ○○○○○○

電子メールアドレス ○○○○○○

[別表 1]

協賛物品の例

物品名
のぼり
卓上のぼり
参加者用バッグ
参加者用タオル
参加者用記念品
大会参加者、スタッフへ提供する飲食料品

(協賛物品には協賛者の名称等を表示していただくこともできます。)

[別表 2]

協賛者特典一覧

協 賛 特 典	協 賛 金 額			備 考
	1 0 万 円 以上	5 万 円 以上	1 万 円 以上	
1 大会協賛者の呼称 の使用	○	○	○	
2 大会ホームページ への協賛者名の掲載	○	○	○	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は 50 音順)
3 大会記録集への 協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は 50 音順)
4 大会プログラムへの 協賛者名の掲載	○	○	—	掲載順は金額の高い順となります。(同額の場合は 50 音順)
5 協賛者ホームページへのリンク	○	—	—	

(注) 1 大会とは、「第 4 5 回近畿高等学校総合文化祭鳥取大会」をいいます。

2 物品協賛の場合は金額換算します。

3 上記 1, 2, 及び 5 は、協賛後順次特典が受けられます。

4 上記 4 については令和 7 年 9 月 3 0 日までに申込があった企業等が対象です。

5 上記 3、4 について 1 0 万円以上は A 4 紙面の 1 頁、5 万円以上 1 0 万円未満は A 4 紙面の 2 分の 1 頁を上限として掲載します。

6 全ての協賛者へ第 4 5 回近畿高等学校総合文化祭鳥取県実行委員会委員長から感謝状を送付します。